

平成 26 年 9 月 11 日

第 1 回

文京区立誠之小学校改築基本構想
検討委員会会議録

文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成26年 第1回

日時：平成26年9月11日（木） 午後6時30分

場所：誠之小学校 図書館

「出席」

教 育 長	原 口 洋 志
委 員 長	田 中 芳 夫
副 委 員 長	竹 田 弘 一
委 員	熱 田 直 道
委 員	北 島 陽 彦
委 員	竹 越 淳 之
委 員	鵜 沼 秀 貴
委 員	西 田 義 子
委 員	田 村 純 子
委 員	森 本 武 志
委 員	宮 崎 知 明
委 員	笹 沼 健 一
委 員	鮫 島 明 良
委 員	澁 木 禧 雄
委 員	松 尾 紀 彦
委 員	小 倉 芳 彦
委 員	中 西 薫 彦
アドバイザー	西 出 和 彦

「欠席」

無し

「説明のために出席した教育推進部職員」

副 参 事	吉 谷 太 一
施 設 係 長	木 村 健
主 事	山 崎 博
主 事	須 田 浩 史

平成26年

第1回 文京区立誠之小学校改築基本構想検討委員会会議録

平成26年9月11日（木）午後6時30分
場 所 誠之小学校 図書館

次第

1. 委員委属
2. 教育長挨拶
3. 基本構想検討委員会について
 - (1) 自己紹介
 - (2) 改築基本構想検討委員会の運営等について
4. 改築基本構想検討委員会の進め方について
5. 誠之小学校の現状について
6. その他

開会(18:30)

1. 委員委嘱

○事務局吉谷 ご出席予定のPTA代表委員のお二人がお見えになっていませんが、定刻となりましたので、ただいまより第1回誠之小学校の改築基本構想検討委員会を開会させていただきます。

本日は、皆様、御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

私は、事務局を務めます教育委員会副参事の吉谷です。本日は、第1回目ということで、冒頭は、事務局のほうで進行させていただきます。

まず、本日の委員の出欠状況等、配布資料について、報告、確認いたします。

次に、本日の配付資料を確認させていただきます。A4の次第1枚と、めくりまして資料第1号から最後のA3の資料第5号まで次第を入れまして合計で15枚、お手元の資料で御確認下さい。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして、委員の委嘱でございます。今回は、会場が狭いため、委嘱状をお手元に置かせていただいております。御確認をお願いいたします。

2. 教育長挨拶

○事務局吉谷 続いて教育長より御挨拶をお願いします。

○文京区教育委員会教育長 皆さん、こんばんは。教育長の原口と申します。

本日は、誠之小学校改築基本構想検討委員会ということでございます。皆様には、お忙しい中、この委員をお引き受けいただきまして本当にありがとうございます。

本来ならば、今ありましたように、一人一人委嘱状を私のほうから手渡ししてお願いしますということなんですけれども、今日は、すみません、お手元ということでかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

いよいよお待たせしましたということなんですけれども、90年になります。改築の運びとなりました。この間、子供たちはじめ、そして保護者、そして地域の皆様、それから職員の皆様には、厳しい環境の中、本当に我慢してというか、御苦勞なさって本当にありがとうございます。とはいいいましても、始めても何年かかかるわけでございますけれども、スタートしたということでは、一つの皆さんのこれからの夢と希望ということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

この1ページにもありますが約7カ月間ほど、検討委員会につきまして、6回ほど御議論をいただいて、すばらしい基本構想をつくっていただこうかと思います。

先ほど申しましたけれども、大正13年ということでは、90年でございます。本当にお待たせしました。

今、私もこの会議を始める前に、裏の擁壁とかを見てきました。結構、敷地があるものかなと思ひまして、今日も一応の目安としまして案が出ていますけれども、そういった崖等の敷地もまず活用すれば、よりよいものができるのかなというふうに今思います。ひとつよろしく願いしたいなと思います。

それで、来年の4月、教育のほうも法改正で、いわゆる地教行法の改正ということで、総合教育会議というものが、区長部局と教育委員会で一緒になって、毎年、区長が教育大綱を

つくって、これまで教育委員会独自で教育行政を行ってきましたけれども、これからは、区長と一緒に教育行政を行うことになりました。

それが学校でどういうことになるかといいますと、これまで以上に、地域の方との協力を得ながら、地域と一緒に子供たち、学校、家庭、地域という形で、朝から、そして放課後まで見ていかなきゃいけないというような状況になろうかと思います。

具体的には、子ども・子育て基本法を来年の4月からスタートします。特に大きなことは、放課後対策事業、放課後全事業が始まりまして、区長部局と一緒に各学校で放課後の子供たちを毎週月曜から金曜まで見守ると。そうした中では、運動場をはじめ各教室も放課後の見守りをやっていくような形。そうなりますと、誠之の改築に当たりまして、これから区政と同じように100年先を見越した形の学校をつくっていかなきゃいけないということでは、そういった今後の子供たちの見守り、学校教育ではない、学校を生かした地域と一体となった見守りを構築していかなきゃいけないことだろうかと思いますので、そういった意味も含めて新しい未来を担う法律で、誠之の伝統ということもございますので、ぜひとも文京の学校のリーダーシップというふうな形では、ぜひともお願いしたいなと思います。

半年間、大変でございますけれども、ひとつよろしく願います。

これをもちまして、私の挨拶といたします。本当によろしく願います。

○事務局吉谷 ありがとうございます。

○文京区教育委員会教育長 では、私は、これで失礼いたします。〔教育長 退席〕

3. 基本構想検討委員会について

(1) 自己紹介

○事務局吉谷 続きまして、次第3、基本構想検討委員会について、委員お手元の資料第1号文京区誠之小学校改築基本構想検討委員会設置要綱第5条の規定では、委員会に委員長と副委員長を置き、委員長は教育推進部長、副委員長は学務課長とする旨を定めております。

それでは、教育推進部長である田中委員長に御挨拶をお願いいたします。

○田中委員長 皆さん、こんばんは。お忙しい中、お集まり頂きまして、大変ありがとうございます。

今回は、伝統ある誠之小学校の改築ということに携わらせて頂くということが、本当に御縁かなと思っております。特にコミュニティ・スクールということでの取り組みを進めていらっしゃる学校でございますので、今回、特にそういった皆様の力を生かしながら、いい基本構想がつかれるかなと思っております。微力ではございますが、司会進行といいますか、取りまとめをさせていただきますが、皆さんの御協力によりまして、スケジュールどおりにできるだけ進められるようお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

○事務局吉谷 ありがとうございます。続きまして、資料第2号の委員の名簿を御覧ください。名簿に従いまして、副委員長から、各委員の自己紹介を簡単にお願いします。

○竹田副委員長 皆さん、こんばんは。今回、副委員長を仰せつかりました学務課長の竹田と申します。微力ですが、委員長を支えて、この会を円滑に進むよう努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○熱田委員 こんばんは。教育委員会教育改革担当課長の熱田です。私は、この児童数の推

計等を担当させていただきました。この会議で、少しでも誠之小学校が、よりよい学校になっていくように精一杯努めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○北島委員 教育指導課長の北島でございます。学校教育の主管をしています。よろしくお願いいたします。

○竹越委員 私は、文京区の企画課長の竹越と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鵜沼委員 こんにちは。施設管理課長の鵜沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○西田委員 誠之小学校校長、西田と申します。よろしくお願いいたします。

○田村委員 誠之小学校副校長、田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○森本委員 誠之小学校PTA会長を務めさせて頂いています森本と申します。よろしくお願いいたします。

○宮崎委員 誠之小学校PTA副会長の宮崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹沼委員 学校運営協議会の笹沼です。それから隣接してます丸山福山町の副会長を務めています。それから学友会の副会長を仰せつかっています。よろしくお願いいたします。

○鮫島委員 こんにちは。学校運営協議会の鮫島でございます。丸山新町町会の副会長と、学友会の副会長を務めています。お願いします。

○澁木委員 区域内町会の向丘地区の町会長をしています澁木と申します。よろしくお願いいたします。

○松尾委員 私は、東大正門前の森川町会の会長を約10年やっています。松尾と申します。私は、家族が皆誠之なんですが、私の時は人数が多かったので、真砂と半分ずつに分かれていたんです。私は、真砂の方に行ったんですが、家族全員、私以外は誠之小学校ですので、親の代からということでよろしくお願いいたします。

○小倉委員 通学区域内西片町会の町会長を8年間やらせて頂いてます小倉です。私もこの小学校に戦前通ってまして、卒後75年、よろしくお願いいたします。

○中西委員 向丘地区対の中西と申します。よろしくお願い致します。

○西出アドバイザー アドバイザーということで仰せつかっております西出和彦と申します。東京大学建築学科で建築計画の担当をさせて頂いています。ご近所ですのでよろしくお願いいたします。

○事務局吉谷 ありがとうございます。事務局の補助をいたします設計会社の株式会社INA新建築研究所です。八子さん。

○株式会社INA新建築研究所[⇒以下INA]八子 八子です。よろしくお願いいたします。

○事務局吉谷 早川さん。

○INA早川 早川と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局吉谷 長岡さん。

○INA長岡 長岡でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局吉谷 最後に事務局のほう、私に近い方から学務課施設係木村です。

○事務局木村 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局山崎 山崎です。よろしくお願いいたします。

○事務局吉谷 事務局としてこのほかに、外で受付をしておりました須田がおります。

○事務局須田 よろしくお願いします。

(2) 改築基本構想検討委員会の運営等について

○事務局吉谷 次に委員会の運営等について、資料第3号に基づいて、事務局の木村より御説明をいたします。

○事務局木村 それでは、資料3の委員会の運営等について案を御説明させていただきます。

1 委員会の公開等について

誠之小学校改築基本構想検討委員会は、原則として、委員会を開催する会議は公開とし、区民等に会議の傍聴を認め、会議記録を公表する。

2 委員会の開催の区民周知

委員会の開催予定を区ホームページに掲載するとともに、傍聴の案内は、開催の2週間前までに日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区ホームページに記載し、周知する。

3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は原則10名とする。

受付は協議会の開催当日、会場において先着順に行う。

ただし、同伴の幼児の保育を希望する場合には、開催日の1週間前までに事務局に申し込むこととする。

4 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

- (1) 危険物やマイク・プラカード・旗その他の威嚇行為に係るものなど、他人に迷惑を加えるおそれがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 会議中に飲酒・喫煙・携帯電話の使用・発言・拍手など委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
- (4) 上記に掲げる者のほか、委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

5 委員会の撮影等。

委員会を撮影・録画・録音などをしようとする者はあらかじめ委員長の許可を受けるものとする。

6 委員会資料の取り扱い。

委員会資料は、傍聴者にも配付する。

委員会資料は、会議終了後、速やかに（おおむね1週間以内）行政情報センター（シビックセンター21階）に行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

7 委員会会議録取り扱い

委員会会議録は、発言者名を記した全文記録方式とする。委員会会議録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の内容、その他委員会が必要と認めた事項を記載する。

委員会の会議録の作成に当たっては、その内容に正確を期すため、出席した委員全員の

確認を得るものとする。

委員会会議録は、会議終了後、速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続を経て、委員会開催から概ね1カ月を目途に公表する。

確認手続を経た委員会会議録は、会議資料とともに、行政情報センターに行政情報として配架し、あわせて区ホームページに掲載し、公開する。

8 委員会の代理出席について

委員が、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、あらかじめ委員本人、または委員の所属する団体の代表者からの届出により代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

9 その他

上記に掲げるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会で定める。

以上です。

<質疑>

○事務局吉谷 では、本件についての提案内容は、以上であります。御質問等がありますでしょうか。

○小倉委員 小倉ですが、今の7の委員会会議録は、会議終了後、速やかに未定稿の案文を作成し、その後の確認手続を経てとあるが、その確認手続はどのように考えていますか。

○事務局山崎 確認の手続につきましては、本日の会議を録音させていただいてございます。その内容についてテープ起こしというものを行って、その内容を各委員の皆様へ御郵送、又は次回の委員会のときに報告をさせて頂いて、御確認をさせて頂く予定になると思います。

○小倉委員 次回では、一月经ってしまうのか。

○事務局山崎 一月经たないときは次回、一月たってしまうときは郵送ということでやらせて頂きたいと思います。以上です。

○笹沼委員 第8の所属団体の代表者からの届出により、代理出席を認めることができると、そういうふうになっていますけど、自分の場合は、ここに書いてある協議会から推薦されているところですけども、隣接というのは、丸山福山町なんですね。丸山福山町の町会長というのは、ここで出ている何人かの人と同じレベルの方がここにはいない。その場合に、町会では誰も出ていないですね、自分が欠席のときには、誰にどういうふうにしたら良いのですか。

○事務局山崎 笹沼委員につきましては、学校運営協議会ということで選出していただいておりますので、学校運営協議会の役員の方を御選出して頂ければいいと思うのですが。

○笹沼委員 それは、ちょっとそれでいいのかなと感じます。メンバーの選出は、誰がどういうふうに出したかというのが逆に聞きたい、これを初めて見ましたから。森川町とか、地元とかありますけれども、一番肝心じゃないけど、西片と反対側のそこは全部、丸山福山町会がしょっているわけです。

○松尾委員 たぶんこの12町会連合の会長と副会長をやられているので、そうでないかと思いますがね。わからないでもないですが。

○笹沼委員 12町会だというなら丸山福山町会が入って、そこで推薦してみてもよかった

のではないですか。

○事務局山崎 只今発言いただきました松尾会長がおっしゃるとおりでございまして、12町会がございますので、全ての町会の皆さんに、ご出席頂きたいところですが、なかなかそうしますと、会議の進行等もございますので、会を代表しまして、会長、副会長の方をお願いしているところでございます。

○笹沼委員 日照権とか、騒音とか、道路とか、色んなマイナス部分を背負う町会なんですよ。その長がないというのは、それから私と中西さんは丸山福山町会の副会長なんですけども、私が町会の人間を呼ぶわけにもいかんですから、今のシステムではね。学校の評議員会の代表ということなんで、だれが何の問題点を追求というか、そんなことをする意味合いがないような人間が出るようになっていく。スタートから要するにメンバーを見ているように感じるものがあるんですよ。中西さんどう思いますか。

○中西委員 僕が一番やっぱり感じるのは、丁度崖の下町会なんですよ。すると、建替えに関して凄く興味がある。崖の問題も随分と言ってきたので、それもやっぱり解決してほしいというのも言っていたし、それから子供達も使いやすさも勿論必要です。色々あるんです。そうすると、やっぱり今、笹沼さんが言ったように、この崖の下からの一番いろんな面で当たるところが出てきてもいいんじゃないかというのは、同じ考えです。

○事務局山崎 今回の案につきましては、12町会ある中から色々検討をさせて頂いたところですが、何処の町会を選ぶのが相応しいのか、区の中で議論をさせて頂いたところです。本来であれば、12町会全て御出席頂きたい所ですが、やはりスペースですとか、そういったものもございますので、町会の代表として、地区町連の会長、副会長の皆さん方をお願いしている訳で、この件については、申し訳ございませんがご理解頂きたいと思っております。

○鮫島委員長 ちょっといいですか、この資料第1号の第3条には、通学区域内町会・自治会関係者6人以内とあるので、委員長の一任で今の丸福の方が必要であれば、丸福の方をいれるとか、次回から呼んでいただいて、笹沼委員は学校運営協議会から、中西さんも地区対から出ているということで、そのまま委員長一任でいいのではないのでしょうか。

○田中委員長 ありがとうございます。考え方は、できるだけ関係あるところに配慮するという事もございまして、町会の関係は今言っている形で、会長・副会長と言う形で、ただ記載はこう書いてありますけれども、人選に考慮するという事で。ここはコミュニティ・スクールの関係がやはりございますので、できるだけそういったところにかかわっている皆さんが入っていただけたらと思っています。そういうところで人数的には、半分ぐらいの参加を頂けるようなところが一般的な区の進め方ではございますので、その中で本来であれば皆さんに出て頂きまして、どうしても御都合がつかないという場合に、この手段がとれるというような御理解をして頂いた方が宜しいかなと思います。本当は、皆さんが出れる日に設定をしていくことが本来のあり方だと思います。

○松尾委員 よろしいですか。今、鮫島さんが仰ったように6人以内というふうにされています。ですから隣接したところで関係というか、影響力があるようなところの方は来て頂いても良いんじゃないかと思えますけど。うちも隣接といえば隣接町会なんだけど。

○田中委員長 人数は、ちょっと説明してください。

○事務局山崎 要綱上は、通学区域内町会自治会関係者ということで、12町会でございます。

ので、半分ということで6人とさせて頂いたんですが、その中で一応今回につきましては、会長、副会長ということでお願いしております。定数内というふうにはなりますが、その辺のところが課題になるのかと。

○松尾委員 ただ第一回委員会でこういう御意見が出ているのですから、尊重して頂いて。

○鮫島委員 慣例がいろいろあると思いますけれども、関係を度外視するように町会を入れない事と、例えば僕は丸山新町ですけど、地続きではないので、そこはちゃんとして頂かないと。

○田中委員長 わかりました。その辺は、御助言をいただきながら、適切な方をお願いしたいと思います。人数的には大丈夫ですね。

○事務局山崎 では、人数につきましては、委員長一任ということでお預かりさせていただきたいと思います。ほかに御質問ございませんか。

○西田委員 質問といたしますか、運営等についてですね、5の委員会の撮影等についてというところですけども、会議を開いてそこでの運営の内容についてなんですけども、委員会の運営等の中にこの項目にあえて出さねばならないようなものなんでしょうか。

○事務局山崎 只今の質問が、委員会の撮影等の規定を運用の中に入れさせていただいているところですが、これについてこの規定が必ず必要なのか、ということについてご質問いただいている所でございます。この件につきましては、区の他のこういった会議におきましても、こういった規定はございます。ほかの議会でありますとか、教育委員会につきましても、このような記録の取り方等について、委員長又は運営会議の会長等の許可を受けてというような規定がございますので、これについては、今回につきましてもこのような形でお願いしたいと考えてございます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

○田中委員長 私が言う話じゃないですが、何というんですか、最近は、いろんな動画といいますか、そういったサイトで全く関係のないところで、いろんなところで出てしまう現実があって、今回もそういうような事があります。仮にそうした事が起きて、ご指摘頂いたような、知らない間に我々の顔も出ますということになりますと、自由な発言と言いますか、忌憚のない御発言を頂くことにおいては、ちょっとどうなのかなという感じがします。我々が提案するものなんなんですけれども。

ですから、このままの形で、何が何でもお願いするという趣旨ではございませんので、そんなこともありますので、御意見があれば、運用の仕方とここで決めた形で進めていければなと思っています。ただ懸念するのは、そんなところがあるように聞いていますので、どうかなということです。委員長が許可するようなことも書いてありますけれども、許可する基準がない中で、あなたはだめ、あなたはいいということをどうやって決めるのか、ちょっと私としても苦しいのかなと。御意見をいただければと思います。

○西田委員 とすれば、撮影・録画に掛かってはどうかと、逐語で会議録をつくるということで本会議の中でも録音しているわけですね。ですから、録音にかかっては、必ずしも規制しなくてもいいのではないかと。撮影の許可となると、それは例えば一部分だけを切り取って、悪意を以ってかどうかは判りませんが勝手にウェブ上に公開されるというような事も事象として考えられますし、いわゆる目的外使用にするような形で撮影できるような

こともあるわけですから、もし案ということでそれが抹消できるということでオーケーがあるならば撮影・録画までは切って頂いたほうが良いような気もするんですけども。学校の中で隠し立てするわけじゃないですが、撮影に関しまして委員会の皆様のご意見も頂きたいですが、私はこの撮影に関してはやって頂いた方が宜しいのではないかと思うわけです。

○**鮫島委員** お話頂いているのは、書いてしまうと、許可を求めようとしてしまうということで、なければ言わないものも書いてあるように思うんですけど、区としては書いておかないと、こういうことは一応申し出ていいんです。ただ許可するしないは委員長がすることなので、余りそこはこだわらなくても、例えば委員長がおっしゃったように、ほかの色々な所ですとか、それを含めて危惧しますということで示されると思います。そこ一文載る、載らないというのは、区としては、ほかの会議体も含めてなぜこの会議だけは撮影録がないのかということになりかねない。逆に、だからここは載せておいて、一回委員長が許可とした方が、方針なんでしょうから、例えばそれで委員長が許可するのならば、校長も文句は言わないし、委員として困りますというのは。

○**田中委員長** すみません。それからすれば、私が判断つかなければ、あるいは判断がついたにしても、こういうことで本日はという形で冒頭にお話にしてということになろうかと思うんですが、めったにないとは思いますが。

○**鮫島委員** 多分掲載として載せる事だと思うんです。

○**西田委員** 文言としての影響だけのことで、もしも検討委員会の中で基本的にはそれについてはお断りしますという事であればそれはそれでいいと思います。僕は自分の経験から言っただけなので。

○**田中委員長** 校長先生からお話がありましたから、運営としては、十分に注意をして、事務的にも受付の段階でよくお話を聞いて、それでもって私のほうで判断なり、しかもあらかじめ判断ができるタイミングで申し出て頂く必要がございますので、運営については十分注意しながら進めてまいります。じゃあ私としてはこれは残した形でお願いします。

○**事務局吉谷** ありがとうございます。

それでは、原案の内容で案を取って運営していきたいと思います。

また、会議録作成の関係上、皆様の御発言を録音させていただきます。御発言の前には、お名前をおっしゃっていただければと思います。

なお、本日の傍聴の定員・受付方法については、この案に基づいて執り行いましたことを御報告いたします。

事務局からは以上でございます。以降の議事進行につきましては、田中委員長にお願いいたします。

4. 改築基本構想検討委員会の進め方について

○**田中委員長** では、よろしいでしょうか。傍聴の方もお集まり頂いたようでございますので、これから第1回の文京区立誠之小学校の改築基本構想検討委員会を始めさせて頂きたいと思います。

それでは、次第に則りまして本日の議事に入りますが、まず初めに、進め方につきまして、事務局から改めて説明をお願いします。

○事務局山崎 事務局の山崎です。よろしくお願いします。

私のほうから、資料第4号につきまして、改築基本構想検討委員会の進め方ということで、御説明させていただきたいと思います。それでは、お手元の資料第4号、こちらの方ご覧ください。

そちらも冒頭に申し上げましたように、改築基本構想検討委員会のところから、工事に着手するまでの予定をお示しさせていただいているものでございます。

改築基本構想検討委員会につきましては、本日開催いたしております、26年3月までの期間を予定をしてございます。その後、検討委員会の報告書を教育長に報告させていただきます。

この基本構想検討委員会報告書というのは、その次にある設計プロポーザルというのですが、27年5月から9月ごろを予定しております。今回決めていただいたものが、次のプロポーザルの資料とさせていただきますこととなります。

そのプロポーザルで選定いたしました業者が、基本設計・実施設計というものを27年10月から29年3月で予定しているところでございます。この基本設計・実施設計で、実際の建物が決まるというところでございます。

その後になりますが、設計期間中に工事の間に仮設の校舎、児童の皆様が学習活動をされる校舎の方を活用ができなくなるということも考え、そういった仮設校舎を29年2月から29年7月ぐらいまでに、建築させていただきます。

その後、仮設校舎への引っ越しを夏休み中に行いまして、二学期から仮設校舎での生活をスタートというような予定でございます。

実際の工事につきましては、引越し後1カ月程度を使いまして、古い校舎の整理をさせていただき、10月着工するというふうなスケジュールでございます。

今回の基本構想につきましては、9月から3月のところで、スケジュール表の下ですが、こちらの方に改築基本構想検討委員会の進め方というところで、第1回から第6回までの検討委員会の日程をお示しさせていただいております。

まず、第1回につきまして本日9月11日でありまして、我々といましては、誠之小学校の現状というところで、この後、御説明させていただきたいと思います。

次に、第2回につきましては、26年10月下旬に予定してございます。内容といましては、建築諸条件の整理、必要諸室の考え方、配置計画、仮設校舎等ということで、盛りだくさんの内容になっています。

第3回目につきましては、12月のできれば上旬ないし中旬ごろに予定しているところでございまして、こちらの具体的な施設計画のあり方について、ブロックプランの提示等ということで、どんな要素があるのかというところを第3回まで議論させて頂きたいと考えてございます。

第4回につきましては、27年1月上旬に予定してございます。こちら、1、2、3回で御議論いただいた内容について、報告書という形で取りまとめて、教育長に提出させていただくこととなります。

最後に、第5回につきましては、第4回で提案いただいたものに修正等がありましたら、その修正内容の御確認をいただき、最終的な案を27年3月中旬に報告書案として決めさせ

ていただき、この会につきましては終了ということで考えております。

スケジュール等の進め方については、以上でございます。

＜質疑＞

○田中委員長 説明は、以上になります。報告書のイメージがわからなくて、大丈夫かなと思うんですけども、それも含めて御質疑をお願いしたいと思います。

○鮫島委員 よろしいですか。

○田中委員長 はい。

○鮫島委員 設計プロポーザルのところで、コンペがなくプロポーザルということについてどのようにお考えでしょうか。

○事務局山崎 プロポーザルにつきましては、公募型プロポーザルということで考えておまして、コンペいうと、今回の報告書等を基本的な内容にして、一般公募で提案等を踏まえてプロポーザルとさせて頂くんですけども、コンペではプランであったり、金額に大きなばらつきが出てしまう等のため、提案としてはプロポーザルとさせていただきます。

○田中委員長 スケジュールについては、大まかこんな感じで進めさせて頂くということを御理解いただき、御了承頂いたということにさせていただきます。次に、誠之小学校の現状ということでございます。法的な条件等が複数あるということでございますので、その点事務局から説明をお願いします。

5. 誠之小学校の現状について

○事務局吉谷 それでは、資料第5のA3の用紙。これについてはコンサルタントのINAさんの方から説明がありますのでよろしくお願いいたします。

○INA八子 これから新しい建物の計画ということで、基本的な建築基準法というものをベースに、今回は基本計画ということで、建物の大きな外郭に制約を与えるような内容について含めてお話を差し上げたいと思います。前のデータは、同じ資料の拡大なんですけれども、見にくいので、お手元のほうでお願い致します。

まず、A3左側の色のついている地図、真ん中のピンクの丸になっているところが誠之小学校です。ここの用途地域ということで、建物を建てるために、いろいろそういう基準をかけるために基本的な地域指定があるんですが、これについては、第一種低層住居専用地域ということで、この緑色の部分がその地域になっています。

その地域に指定されている大きなものとして、建ぺい率、これは、建物の敷地に対する建築面積が書かれているんですが、これが60%以内におさめなきゃいけない。それから容積率、これについては、敷地面積の150%、1.5倍です。というような範囲の中でこれを示しますというような内容です。

あと、この地域については、高さの限度というものがあまして、これらについては10m、基本的にはこれを超えて建物を建てることはできません。そういうことが決められています。

そのほかに高度地区ということで、こちらにも第一種高度地区、これを摸式の絵をここに入れておくべきだったんですが、形態制限という形で、斜線といいますか、ある一定の高さ

までいったら、幾つの勾配で斜めに上がっていく制限性の内側に建物を入れなさいというような法規的な話があります。

それから、ここが防火地域の指定としては、準防火地域という、その下、日影規制時間ということで、ここは日影の規制時間になりまして、4時間～2.5時間という書き方をしておりますけれども、敷地の境界線外周から5mの範囲の部分が4時間以上——連続して4時間以上の影を起こさない。10mまでの範囲の中が2.5時間と、連続した影を落とさないというような形にしました。

その下に日影測定面高1.5mとあるんですが、これは地面のいわゆるグラウンドレベル、地表面ではなくて、そこから1m50cm、私の目線の高さぐらい、この辺の高さに落ちる影の範囲で収めるというような、これは法的な基準です。大きな建物の用途に絡むところのポイントは、そういうことになります。

次の右のページ、右半分に行ってください、法チェックリストというふうな形で書いてあるんですけれども、この中が大きく先ほどの繰り返しのところもありますが、上の段として8番目、法56条と書いてあるもので、建築物の各部の高さ、これが斜線制限というふうに書いてありますが、これについて道路斜線、隣地斜線、北側斜線というのはそれぞれありまして、この土地に関しては、道路斜線というのが、道路の反対側から20mの範囲に斜線勾配数値1.5ということですので、1m行って1.5m上がるというその斜線勾配の中に、建物の高さをおさめると。

隣地斜線については、ここは適用されていません。

北側斜線、これは北側というのは、全く真北です。真北方向から係る高さの制限で、5mを超える部分について、今1.25、1m行って、1.25m上がるという斜線の中にということになります。

あとは、大きくは、そのぐらいです。今の段階としては、現状としてそういう形です。そういう制約の中で新しい建物を建てるというふうになります。この適用検討としては、現状としては以上です。

すみません。先ほどのちょっと道路斜線1.5と書いてありますが、これは、同じく1.25の間違いです。それを訂正させてください。

○鶴沼委員 56条のところ、もう一度、よろしいですか。

○田中委員長 もう一度お願いできますか。修正ポイントをもう一回。

○INA八子 修正ポイントですね。すみません。56条のところで御説明を差し上げた、道路斜線、適応範囲20m、斜線勾配数値1.5と書いてありますが、この1.5が1.25です。もうちょっと勾配が緩くなります。

続けて言っているんですか。

それでは、続いて、その他の項目になるんですけれども、委員会としては第2回から具体的な条件の整備等々があるんですが、今言った検討ということでやっているものについて、お話をさせていただきます。

絵として、A案、A1案の案をお持ちしております。校舎の位置とグラウンド、その前に、それを先ほどちょっと説明させてもらった形態制限の関係でお話をさせていただくと、ここは、高低差が東西にありますので、そこでの建物の高さの考え方ということで、ちょっとこ

これはテクニカルな話で結構難しいんですが、勾配のある土地のところで建てる建物の高さの考え方ということで、建築基準法では、平均地盤高という考え方が、このあたり、グラウンド、今の校庭のレベルと西側の下の道路の高さで、約8 mぐらいの高低差がありまして、そこを3 mごとに区切ってその中で平均の地盤高と、建物の各部の高さはそこからの高さではかるというようなことで、例えば今の下の方の西側の道路の方から、グラウンドの間に建物をまたいで建てようとしたとすると、大きく簡単にちょうどこの下に線がありますが、これがこの建物についている地盤の高さの3 mごとに切ったところで、その摺り付いている部分の平均の高さが、これはうまく説明してもなかなかわかりづらい話なんですけど、簡単に一番下のこの部分が、例えばこれ緑の部分が、この部分についての高さは下からここまで、どのぐらいの高さですと。で、この青の部分、上の部分は、ちょうど画面的にはこの部分の高さで、部分までの高さですと、残りの赤の部分は一番高いところで、ここからの高さが取れる部分というような建物の高さの計測の仕方です。

先ほどお話を差し上げたこの用途地域の中で高さ制限10 mというのが、その各部の高さで、それが10 m以内に収めるように考えますと、こういうのがこの土地の持っている制限の高さです。

それから、この場合、今回お話をさせていただいているのが、建物の規模が現状より大きくなるだろうということで、ボリュームを検討すると、高さ規制の10 mの中に収まらない可能性もあります。状況としては、こういうことをやりながら、法的な要件を満たし、許可をとることができれば、この地域では12 mまで高さ規制の緩和を受けることができます。その辺の手続を使う手法をもって、建物のボリュームといいますか、それを考える意味のその検討のこれが絵になります。

次です。これは、逆日影図という資料です。今申し上げましたように、敷地に高低差がありますので、建物の日影というのが、どういうふうに周りに落ちるかということを考えないといけないわけです。そこに対しても、同じように平均地盤という考え方も含まないといけないんですが、基本検討ということですので、上のグラウンドレベル、ここを平らにした場合に、日影の規制的にどこまで建物が建てられるかというものを逆算で計算させた資料です。

先ほど、お話の中で出たこの一回り大きいグループの線が引いてあるんですが、この内側が5 m、外側が10 mで、先ほどお話ししたのがこの5 mの周りに連続して4時間以上、この5 m及び10 mの範囲の中に連続して2.5時間以上の影を落とさないようにするためには、建物の高さはどうなるのかというのが等高線で書かれていて、一番外側が9 m、3 m飛びになっていますので10 m、12 m、15 m、18 mというふうになっていますが、先ほど来、法的な手続で高さ緩和ということになると、この辺の範囲から先は、12 mで建てられますよというような、それがわかる絵になります。

ですので、細かい高さ関係のチェックは、具体的なその配置とか、その辺の計画が見えてきた段階で検討していかなきゃいけないんですけども、この辺については通常上のレベルだと6 mぐらいまでしか建てられないというようなことがわかってしまいます。

この辺をベースに大まかにこういうふうにすればはまるのではないかなというような案を次から提出しまして、それはまたこの西側の擁壁については、基本的に全部取るとこういうお話を事務局のほうからいただいていますので、先ほどの断面であったような方法を考えまし

て、校舎が下から建っていて、グラウンド側としてというような平面計画、平面配置の考え方です。

校舎は、今この既存のプール、こちらの校舎のあるほうに建てて、ちょうどここから西側、西北の奥のほうに体育館が入ったプランとなっています。今、建っているこのちょうど校舎棟、グラウンドになっている部分を壊して、ここを広いグラウンドにするというのがA案の考え方です。

じゃあ校舎が中に具体的に収まるのかというのは、諸条件として頂いている必要諸室というのがあるんですけども、今の校舎棟の部分の大きな、ただ箱を入れる、入りますということは検討になりませんので、大体その教室の一つの大きさが8m掛ける8mというのをよく加味して、今はこんなような形でマスになっていますけれども、こんなふうにしたら入るのではないかなというような提案です。

次に、A2案ですが、配置の考え方については同じで、例えば校舎のボリュームのパターン、こういう形にも入るよというものを並行的に制限形態としての単純なものと複雑といいますか、ということで見た場合、検討のパターンとして見ていただきます。

次に、B案、これについては、これもちょっと変わってはいるんですが、校舎棟を北側にして、方位的には南に面します。体育館は、今のある体育館のところに配置します。建物としては繋げなければならないので、擁壁を取り払ったところに校舎を建てます、というのがあります。この場合は、ここを繋ぐ建物の屋上を使って、ここまでをグラウンドとし使うという案です。具体的には、というか校舎の考え方としては、この南側に教室が面していて、擁壁の下の方を今地下という状況になっていますけど、2層取りにして丁度この2層の上のグラウンドの所に地下を掘って建物計画というのがB案です。

次、C案は、先ほどのB案の逆パターン、校舎を南側に持ってきて、北側グラウンド、今度はこのもともと体育館があった所にこの必要諸室のこの校舎の残り教室、こちらを入れて、これは体育館の上をまた同じようにグラウンドに使いえれば、グラウンドを広く取れるというので、パターンとして考えたのがC案であります。体育館の方は、基本的に同じようなプランなので、校舎のボリュームとしては、こんな形で必要な部屋が入るとというのが大まかな検討です。

最後、D案になるのですが、これは、今ある既存校舎の校庭の所に、ぼーんと1個大きな校舎を建て、A案と同じような位置にプール、体育館を計画しましょうと。これは、今ここを掘ったりしますので、地下の通路ないしはそのプールの渡り廊下で繋ぎましょうと、そのような案です。残りの校舎とプールと地下低くなっている所で、そこの校舎のレベルを使って、グラウンドを作るという案です。この時に擁壁は壊すという前提ですので、この案の場合は、階段状になるといいですか、8mのレベル差を4m位上がった所にグラウンドレベルがあって、そこから4m位上がった所にこういう建物が建つという絵です。じゃあ、この校舎はどういう組立になっているかというと、上の今のグラウンドのレベルからは、3階建てになっていて、その下に地下1階がある。この地下1階が、もともと計画していたグラウンドの高さと、新しいグラウンドの高さと一緒になるということで、繋がっていると、というような計画です。今、この4つ、いろんな擁壁を無くすというような条件の事だと、今求められている施設規模を入れ込んで、基本的な考え方のパターンとして、これ以外の条件を

一切考えずに配置しました検討中の案とさせて頂きました。

＜質疑＞

○田中委員長 資料第5号によりまして、最初の3枚ほどで、現在この誠之小学校の現状で法規面といいますか、様々な御確認を頂けるものがあったと思われます。これから具体的に御議論頂くために、議題としてA1案から数案が続いていくというような事かなと思います。それでは、御質問、御質疑を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

○森本委員 誠之小学校のPTA会長でございます。この案をつくるに当たって、何か参考にしたような、実際に建てられている学校等の例等があるのですか。

○田中委員長 事務局。

○INA八子 学校の各案、私ども参考とまでは、敷地条件によっていろいろパターンがあるので、正直に言いますと、いろんな学校設計の中でパターンがあるんですけども、雑誌も含めて過去建設されている最近の学校の研究とか、私どもは、実際に設計して作らせて貰っているような所を、そういうものを総合しながら考えています。基本的に考えているのは、形というよりか、教室とグラウンドのゾーニングをどう置くかという事と、グラウンドの置き方という事を今回はパターンでお示ししている形になっているので、そういう意味でいろんな部分が参考になっているので、具体的にこれを参考にしてこうしましたというのは、特に無いです。

○鮫島委員 今、各案が出ておりますけれども、たぶん、予算有りきのことだと思いますし、費用も各パターンで違うと思いますので、具体的にこの案の中でどれが良いのかという所で、例えば経費の面等を含めて専門的な立場から西出先生のご意見を伺いたいのですが。

○西出アドバイザー まず条件が非常に厳しいですが、大体どのプランも内部はほぼ同じで出して頂いております、それとあと、その地下を掘るといふか、その日当たりの無い室が必ず出ます。そういったどういうところがとか、その辺をお聞きできればと思うんです。

○INA八子 各案というのが、日当たりの話をすると、直接まず外光といいますか、明かりが入らなきゃいけない学校ですので、教室は間違なく入らなきゃいけないという事で、当然それは法的にも、必要採光面積という規定、いわゆる窓の大きさが規定されています。ですので、教室はまずそういう所になっていて、山に接している所が、基本的には、そういう明かりを必要としない層等のいわゆる非居室と言われる部分ゾーニングとして嵌めているような考え方です。ただ、やはり空堀り、ドライエリアというのですが、空堀りの部分をつくって、そこから幾らかの光を入れてあげるとか、風通しを設けるとかということは、あわせて考えていかなきゃいけないかなと思っております。

いずれにしても、その条件の悪いところには、管理関係、倉庫関係というものを持っていくというような大きな考え方でございます。

○西出アドバイザー それから、計画の中で内容で木を切るかですが、どう対応されたかという質疑です。

○INA八子 まずは、ちょっと今日は、検討のパターンをお示しさせて頂いて、次回、その辺の御要望があつて、そういうものを残したいとか、これだけは絶対とかっていうようなことが、今日お話を頂ければ、それを次回の検討にかけて、そうすると、こういうことがで

きますよと。今日お示した案の中で、じゃあこれはとちょっと難しいですねというようなことをできるのかなと思ってまして、あえて私共のほうから変に条件をつけて絵をつくることはしておりません。ただ、やはりどうしても残したいものがあるって、これは歴史ある小学校ですから、各卒業生の方の思い入れはありますので、そういうところをお話頂ければと思います。

○**鮫島委員** 僕が伺いたいのは、これを皆さんが持って帰って、次回持ってきて、何も残らず、ああこれ良いですねという話だけなんで、もっと具体的に例えば仮校舎を建てるのであればこれ位迄ですよとか、そういうことも含め専門家の御意見を頂かないと、これを持ち帰っても何分素人なので、じゃあこの形が良いねとかいうイメージだけの話になってしまうので、具体的な話、各プランについて伺えれば、具体的にその内容に従って検討しますという話になると思います。

○**西出アドバイザー** 仮校舎は、基本的に今のところは、このエリアで建てるという事ですか。今これを仮にですけれども、今この案は、一応建て替えの計画を仮定しているのでしょうかその辺は解りますか。

○**INA八子** 今このままの段階では、細かく検討はしていません。なので、次回その辺の建替え計画のスケジュール、手順とかっていうその技術的な部分を盛り込んだものもご提示して説明できるようにする予定です。

○**田中委員長** 一応全部実現できる案なんですね。

○**INA八子** そういう意味合いで言いますと、考え方としては、まず可能性としては、最後のD案は、これは仮設校舎を考える前提にしたときには、難しい案になろうかと思えます。

○**鵜沼委員** 確認させて頂ければ、進め方として資料第4号で、今日は第1回目、誠之小学校の現状という事を、ご説明差し上げるときに、いきなりこのプランを作るよりも、これから細かいところを提供していく前に、どれだけ今回の敷地が、形状であったり、どういったところがボトルネックになっているかという事を、法規制のほうで読んでいただいて、イメージしていただくのが難しいだろうということを先回りといいます。結果、そういったことを与条件で整理して、次回以降検討していただく時にこういったことをイメージしていただくための御説明なので、少しこのペーパーについているところの現状の整理という意味においては、今、お示ししているものが、実は2回3回目に出てきてもおかしくないような資料の様に見えるのですが、あくまでも今の御説明というのは、その法規制の補足的な図表というふうに認識していただいたほうがよろしいかなと思います。

ということは、実は、ちょっと私が振るのも僭越なんですけれども、この次第等についているペーパーの法規制について、もう1枚おめくり頂いた敷地の中でどういったところが難しいだろうというところをもう少し補足して説明するのがいいのではないかなと思うのですが、その図面の下側はやはり、皆さん地元なので御存じだろうと思うんですけど、8mからの石積の擁壁がありますよね。それから東側には、メインの通学路が今こちらを使って頂いているんですけど、結局これからの防災ですとか、災害対策を考えた時に、擁壁について触れないで、また計画していくのが正しいのか、この機会に位置づけをしていくと、どのような位置づけが要るのか、そういったことが、まず一番目の考え方のイメージになり、そういったことをイメージしていただくための資料として、今日あえて広くチェック、多分そういう

御説明なんだと思うんですが、そういう形で見ていただくのが一番よろしいのかと、私は思います。

○笹沼委員 例えばこういうふうに出されると、何も意見がなかったらこれで良いんじゃないかというふうに受け取ると困るんで、そういう意見が出たと思うのです。

もう一つは、基本的な構想の中で、例えば誠之小学校の現状と、これから先5年10年先の子供の人数の動きと、24クラス、多くて30人で700人、40人で900人こういうケースで考えてみるけれども、これは1,000人になったらどうなのか、あるいは1,000人を超えないという前提で考えてみると、これは部屋数が24ですから。これが全部今の話では、無しということはもっと具体的に何のという話にならないところがありますね。だから文京区の教育委員会の構想として、誠之のあり方がこうあるのですということを含めた上での設計というのが1つ聞きたいですね。それからもう一つは、これでいうと何ですか、マスも全部同じ大きさですよ。真四角の正方形、全部そうですね。これが4個まとまった部屋が必要なんじゃないのか。あるいはもっと変形なものが必要でないけれども、これから出てくるのか。もうこれはあくまでも図面なんで積み木のように並んでという状態なのか、その辺のところの我々の考え方を、考え方というか、要件も出しにくい。

○鶴沼委員 そういった指摘でいけばこれから出していくべきものですし、その説明でいけば、2回以降で当然御指摘をいただいた形状を増やすことも、これからあるべき姿等を当然議論をさせていただいて、それからこの方式に戻るのか、また新しいものになるのかはさておき、そういった作業をイメージして頂くための今日ということです。

○西出アドバイザー そういう意味では、今日の幾つかの案は、この敷地の中で幾つかの案ができるということで、その確認ということですか。

○INA八子 そうです。

○西出アドバイザー ちょっと方針をお伺いしたいんですけれども、プロポーザルで出すときに見方として、この案をそのまま出すのか。そこまで提案をさせるのか。その辺の考え方を含めて判断されたということでしょうか。

○田中委員長 その辺がちょっとわかりづらくて申しわけありません。事務局、ちょっと整理してもらえますか。

○事務局山崎 本日お示ししたのは、今、御議論していただいた通り、いくつかのパターンから検討していただくという事で、今日はイメージということで考えたものです。したがって、笹沼委員から御質問がありましたこの先の誠之の考え方については、次回以降、配置計画というところで必要諸室の整理ということ、御協議頂ければという事です。

最終的なことと致しましては、できれば一つの案でということ考えていきたいなと思っているんですが、最終的な案があって初めて設計に入っていけるということで御議論させて頂ければと思います。

○田中委員長 非常に資料が、図面が先行してしまっていて、ちょっとわかりづらくなっておりませんが、基本的には、誠之小学校をどう今からどうつくっていくかというその基本理念は整理をまずする必要があるということでございます。それが報告の中にまず第一に掲げられてまいります。

それから、笹沼委員がおっしゃったような今後の子供たちがどういう人数の規模で、この

学校に予定していくのかというところも整理するということになります。すなわち、普通教室がどれぐらいのコマ数が必要なのかと、そんなところも入ってまいります。

それから、体育館の整理、あるいは特別教室についても、どのようなものを作っていくかというのを整理していくと。今回示しましたのは、先ほど鶴沼委員が申しましたように、現状で法的な規制、これぐらいかかっておりますというところを、まずわかりづらいんですが、一定ご理解いただきたいと思うところです。

その中で、ロケーションといいますか、ゾーニングしていくと、こんな形で建てられるんじゃないかというイメージですね。ですからこういうのを報告書の中に全部細かく入れていくということではありませんので、その辺も次回もうちょっとわかりやすい資料で御議論をいただければと思うんです。

今日は、今、見出しにありますけれども、法規制がかなり厳しい状況、諸条件として厳しい。それから、これからちょっと若干、今の議論していただければと思いますけれども、シンボルツリーといいますか、そんなものを大きな何本かある中で、仮設校舎をつくらなければ工事ができないとか流れがありますので、その辺をちょっと議論をいただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですが、事務局、何か。

○事務局山崎 そういった案の中で、都市計画的な整理とか、そういったもので詳しく出ている意味合いのものの自体になろうかなと思いますが、そういった仮設校舎の配置であったりとか、それからシンボルツリーの考え方を含めて、御提案できる作業をしているところでございます。

そして、これについては、次回の課題として、今日はお許しいただいて、何か繰り返しになりますが、本日は大体イメージ、こんなパターンがありますという御紹介ということでご理解頂ければと思います。

具体的には、次回検討の仮設のお話ですとか、必要諸室というところをプランごとにお示しして、その中でこういう教室がこういう風にしていくものは、いただければなと思っています。

○田中委員長 ごめんなさい。今、プランごとの話をしていましたけど、このプランごとで何か議論するんですか。

○事務局山崎 データのものとしてですね。

○田中委員長 これは、何種類ぐらい。

○事務局山崎 これは必要諸室がありますよという話です。仮設の考え方は、多分プランごとで。

○INA八子 そうですね、さっき今話した案でこの案だと、仮設校舎はどういうふうに建てて、こういう建物がこう入りますといいますか、という資料を打合せしたいと。

○西田委員 今の段階は、この今の誠之小学校のところでは、このような制約があり、法的にはこんな縛りがある状況にあるということをまず理解して、そしてその先に考えていく前段のものとして、この擁壁は無くすよということを言っていくという事なんですか。そこまでの決まりなんですか。

○田中委員長 そうですね。

○森本委員 現段階で確定となっている前提事項はあるのでしょうか。先程難しいかなとい

うのは難しいです。だからここだけは区として譲れない前提条件と、ここは法制で当然とるんですけど、それはまず一番とします。それ以外に先ほど申し上げました擁壁がもう取っ払うと決めましたというのは確定とか、ほかにもあるのかどうか、今の段階で確定しているものがあればそれ以外するにわれわれが考える上でここはしょうがないというものがあるのかどうかお聞きしたい。

○田中委員長 どうですか。

○事務局吉谷 擁壁については、今回の改築に合せて、改修しないとまた長くお待たせすることとなります。急傾斜地崩壊危険箇所となっているため、何らかの改修は必要と考えております。

○鮫島委員 論議の進め方がおかしいじゃないかと思って。これだけ可視化したものを見せられて、擁壁はもうやりすみたいなスタートして、現状というのは、今おっしゃったとおり、まさにそれが今の現状じゃないですか、擁壁が危ないんですよ。というところを、まず委員にお示しをしないと、その上で擁壁は取っ払って校舎にした方がいいよねという論議が生まれるところなので、ちょっと整理がないと、やっぱりこれだけ可視化されたのを見せられると、もしかしたら決まった中で進めてどうするのという話になりかねないので、もし次回、もっと具体的にこの学校はどうあるべきなのというところまで、もし残すのであれば、今の話おかしいですよ。

だから、今日の会議の内容をどこまでやるというのがちゃんと最初にお示しいただかないと、御意見が出たから当然できましたけど、そこまさに最初に触れなきゃいけない現状なんですね。

○松尾委員 松尾です。一番最初にお話が出たように、擁壁の下にある丸山福山町会のほうがありますね。いろんな意味で影響を受けるところだけど、それは擁壁をとってくれるのかというそういう要望があるか、あるいは擁壁をとっても下に門ができて、今度はデメリットもありますよね。セキュリティ上とか、その辺を地元の御意見を聞いたのか、その辺をちょっとお聞きしたいのですが。

○鮫島委員 とにかく、現状がどこまでというふうな、それは法規制の話だけなのか、それとも近隣調査を含めた話も現状の中に入れて今日の話のことなのか。それが整理されれば別に今松尾氏が仰ってましたけれども、次回、現状とは違ってこういう前向きな話がありますという話ならいいんですけど、そこを整理して頂きたいと思います。

○田中委員長 はい。

○事務局山崎 現状の認識なんですけど、まず誠之小学校の建物の状態についてですが、こちらは高さが 15m ございまして、これは既存不適格ということで建替えをしないと建物の更新ができないという前提がございまして、誠之小学校については建替えありきということになります。次に擁壁の危険性については、近隣の丸山福山町会様より、これまでもいわゆる危険性であるとか、改修の要望がありましたけれど、これを誠之小学校のあり方を検討する上で折り込む話をしました。一方、50 年 100 年という学校を子供が使っていくという状態として、現在の擁壁について何らかの改修が必要だろうという前提に立ってございます。そういう前提の下、条件整備を制限の中でやってきた訳です。条件整備をしていく場合に、こういった形状が考えられますという御相談ということが、今回の目的であります。以上で

す。

○**鶴沼委員** ちょっと補足させて頂くと、私は建築する側なので、今までの話で察してわかる部分もあるので、やはりその擁壁を取り払って、そこに門扉をつくるかどうかは別として、今回小学校を改築するにあたって擁壁に手をつける、これは避けて通れないでしょうと。それは、今の位置に新しいコンクリート擁壁をつくって、綺麗な擁壁にするということもだめではないんです。ただ、じゃあそれも一つの有効な解決策ですかという現実的にアプローチしたときには、やはり擁壁工事には時間がかかりますし、そこに手を入れると、機能が変わらない訳ですよ、安全になるけれども、土留めの機能がですね。

ただ、プラス、実質的な高低差が、既存不適格で15mの高さがあったりすることを考えると、御同意さえいただければという、そのエリアを工事に使って整理していくことによって、高さ制限ですとか安全性というものと一緒に解決するという一つの選択肢として、本件敷地においては、比較的有効であろうという見通しを示した案としてつけている。こういうことを言ったんですね。

ただ、大事なのは、区として今、西片町会の皆様、誠之小学校の敷地の特徴として、8mからの石積の擁壁があって、それに積極的に関与して、安全を上げていくことは、これはやはりどうしても譲れない命題だと判断しました。

それから、多分なんですけど、駄目だったら言うて下さい、学校を改築するとなると、同規模の学校を敷地外に手当てして移転して、ということが文京区の場合まず不可能ですので、そうしないで、仮校舎を建てて、お子様のその安全性を確保しながら、学校を運営しながら建てかえしていかなければいけないことも、これはもう多分ほかの選択肢はほぼないという前提でいったものです。

そういったところが、今日一番、冒頭でやらなければと我々も思うんですが、後先になっても、そこを一つ踏まえた上で、今日じゃあそれを口で言ってもわからないですし、それからわかりにくいので、一つの作業の結果として、このAからDを眺めて頂くということを使うのが、今日の資料の一番よい使い方なんだろうと思います。訂正があればお願いします。

○**松尾委員** 松尾です。先ほど鮫島さんがおっしゃったように、今はこれを先にというか、順序が違うというか、そういうことを言っている訳ではないんですよ。まずこれはありきで出して、これは先に出してどうですかというのは、それはちょっと乱暴じゃないかなと思いますね。

○**田中委員長** 説明が不十分でしたね。冒頭にそういう整理を行い、ご説明しなければいけませんでしたね。

○**西出アドバイザー** まず整理をしていかなくてもいけないかと思うんですけど、そういう説明をまず最初にいただければよかったんだと思います。要するに既存不適格ということで同じ形と同じものが建たない、どうしても地下が出来てしまう、地下が出来てしまう時にこの段差を使えば、窓がない地下室ができます。という風に最初から説明していただければよかったかなと思います。完全に擁壁を残す案は、それはやっぱり無理なんだろうね。

○**田中委員長** その辺はどうでしょう。

○**事務局吉谷** 先ほど言いましたけれども、擁壁が急傾斜地崩壊危険箇所です。

○**田中委員長** それは、どういう意味ですか。

○事務局吉谷 急傾斜地崩壊危険箇所ですが、東京都のほうでちょうど平成14年に調査しています。文京区内には全体で48カ所が指定されていまして、そのうちの一つでありますので、それを残すというのは。

○田中委員長 基本的には、何かきっかけがあれば、放置せずに取り壊すなり、そういう風にするということですか。

○鵜沼委員 今日お示した資料の中にD案というのは、東側に寄せて四角い建物なので安全性を別のところに確保することを明記した内容が書かれています。

ですから、擁壁の安全性を確保しながら工事していく訳ですけども、必ず今の擁壁の位置に校舎を建てて、解決していくことだけを考えているわけではないという一つの案が、D案という物もあるという事ではないかと思いますが、また一方で体育館・プールは低い所ということなので、比較的その擁壁の一部を使って、高さを解決したいようなお望みがあつた時には、それがこの会、または地域の要望としての優先順位が高かった場合には、D案またはそれに準ずる案を選び得るような敷地の条件になるイメージを持っていただく資料です。

○松尾委員 そうしたら、D案の場合は、建物が1段低くなっているのだけれども、結局この案だと、どこにメリット、どこにデメリットがあるというところも示していただかないと、ただ素人で、その図面だけ見て、そこまで理解力がないですから。

○森本委員 可視化しちゃっている以上、そこまでやらないとやっぱり。

○田中委員長 そう。説明の段階も、幾らこの諸条件の前提でつくりましたといっても、これだとかいうメリット、どこにデメリットがありますよというような。

○鮫島委員 誤解が無いと思いますよ。そういう説明のしかたをすれば。

○田中委員長 そうですね、はい。

○竹越委員 企画課長です。私も今日、初めて図面を見て、個人的な感想を言えば、最初からこんなすごい図面が出てきちゃったのかなという印象です。今日は、誠之小学校の現状というのは、何が問題で、改築をするに当たって何がまずいのか。先ほどの傾斜地など説明がありましたが、言葉や意味がよくわからない。その意味を御理解するのを含めて、どういうものがどうなのかということの共通認識を持つのが第一弾かなと思っています。

ただ、私もそうですけれども、文字で羅列してざーっと書いてあっても、それはわかりづらいですから、そこに図面といいますか、見た目でわかり良いのがあるというのは、これは、確かに事例としていいかなと思うんですが、ただ見せ方が、ABCというような形で、こうだということを何となくどれかを選ぶのかなというふうなイメージになってしまうんですが、ただ先ほどほかの委員さんも言いましたが、こうなってしまったんだったら、この中でのメリット、デメリットを明らかにするのも必要ですし、それから多分この中で共通している、4つどれでも共通している、ほかの案を選んだとしても共通しているのは、この中で仮校舎をつくってやるのが、非常に厳しい現状があるというのと、シンボルツリーという話もありましたが、何を残して、何を痛み分けしなくちゃいけないのかという問題がありますし、それから先ほど聞いてあつと思ったんですが、確かに擁壁ををなくせば、安全性が確保されるという一面も、じゃあその町会の人たちにとっては、生活音がまた変わってしまうとか、生活の状況が変わってしまうと、そういう気が付かない状況というものもあるわけですね。

それをまず皆さんに共通認識を持った上で、次の建築的な諸条件とか、もっと専門的な話

とか、それから先ほどの子供の将来児童数だとかそういうのもありますし、そういうのも加味しながら、あと仮校舎の問題とか、考えていきましょうということだと思いますので、確かに今日これを見てしまったので、ここからスタートはもう仕方がないですね。事務局に言いますが、教育委員会の討論は、確かにメリット、デメリットを出してもらったり、あと絶対見逃せない問題だとか、まず課題整理をしていただければいいのかなと思うんです。

次回、課題整理を、確かにその課題はそうだねというのを認識してもらうこと、あとそれぞれ皆さんといろいろな立場の方が、お越し頂いておりますので、いやいや教育委員会はその言うけど、例えば通学路をいつも見ていると、こんな課題もあるよとか、実際に町会に住んでいると、こんな課題もあるよというのを出して頂くことで、教育委員会の気づかない課題というのにも出てくるのかなと思います。

さらに、学識経験の先生のほうから、建築的には、こんな課題もあるとか出してもらうと、さらに課題が皆さんとの共通認識が詰まってきて、それで話が進めていければ、もっと有意義な話になっていくのかなというふうに思いますし、この4つの図面は、参考図面としてこういうのがあるんだねということで進めていって、どれを選ぼうかというのは、少し頭の隅に置いておいて、まさにみんな共通の認識を持とうという協力関係を意識して、それを築いていくのは、いかがでしょう。

なかなか時間の都合があって、今日すぐにというわけにいかないなので、次回までにそれなりの資料と、事前にそれなりのものを準備して、皆さんに郵送でお渡しして、ちゃんと見ていただくとか、そんな形ではいかがですかね。

○松尾委員　ですから、集まって頂ける方で、建替えに反対する人は誰もいないと思うんですよね。それは基本的に皆さん賛成な訳で、ですから何というんですかね。2回目、3回目にやらなきゃいけないということが最初から出てきちゃっているですね。みんなね。多分ね、これはどうなるんだよということも。

ですから、今、竹越さんがおっしゃったみたいなやっぱり問題点は問題点で順序立てていかないと、ちょっと唐突過ぎるんじゃないかなという感じを持ちますけれどもね。

○田中委員長　唐突というと、前提の話が、ちょっと説明できなかったことが第一かなと思います。やはり今日大事なことは現状としては、こういう法規制の中にありますよということ、おわかりいただけたのかなと思います。ただそれは文字なり数字で見ても、なかなか我々にはわからないということになります。ですから、これは、議論の素材であって、ここから選んでいただくということでは、私はないと認識をしています。くれぐれもこれは図面でこういう目で見えるだけに一人歩きしてしまいますけれども、この委員会として、この案から選ぶという話では全くないという認識しておりますが、それでいいでしょうね、事務局。議論を進めるために、具体的にこんな感じということで。それから、前提となっているのは、現在既存不適格という状況にあると思うんですね。

○笹沼委員　これをいきなり立案するというベースの話は、学校には相談されたんですか。

○西田委員　現状の教室、今を現状としてどのくらい必要であるかというのは、話はしました。どのぐらいの規模ならおさまるか、よく見たらこういうことになるんじゃないかということで、その基礎資料については相談しています。

○田中委員長　その辺を事務局のほうで、説明してください。

○事務局山崎 今回の案の作成に当たっては、中長期ビジョンに小学校の学校規模に関する部分がございます、平準化するという考え方なので、1校当たりのクラス数は12～18クラスが適正規模と位置づけております。

誠之小学校の現状を見ますと、受入制限校に指定されており、1・2年生が35人学級で、通常3クラスということで、1学年当たり3クラスで6学年ということで18クラスとしております。これに近年の教育環境を考慮して、第六中学校整備工事では1学年に1つの学習活動室を整備していることから、誠之小でもこれに見合った形で1学年につき普通教室3学級と学年に1つの学習活動室で24クラスを予定しています。プラス英語や算数で使用する少人数学習室を普通教室より小さな教室ですが2学年に1つの割合として3教室を想定しています。したがって、24プラス小さめの教室3つを標準に、必要な特別教室である音楽室や理科室といった教室を足して計算しています。

○竹田副委員長 ちょっと補足させていただきます。学務課長の竹田と申します。

今の確かにこの絵を、絵というか、イメージ図を出すに当たっての事務局内部ではそういう作業があったのですが、ちょっとこれは本来的には、先にその数字などを分析したものをまずいただいて、この会議にそれを提示して、それについて皆さんから御議論をいただいて、それをふまえてこの絵をとというのが望ましかった進め方なのかなというふうに聞いていて思いました。

私は、進め方のところにありましたけれども、第2回の検討委員会でその辺のものを事務局サイドの中で点検させていただいて、そして皆さんでまた御議論をいただいて、そこで整理されたものを、じゃあ具体的にどうしたらどうなんだろうというそういうような進め方が、確かに望ましかったのかなと思いますので、次回第2回目の会議開催のときまでに、事務局のほうでその辺の基礎数字的なもの、そういうものを整理させていただいて、それをまた事前に報告をしていただいて、それまでに皆さんのほうで御意見を持ち寄って、第2回に生かして頂ければ宜しいのかなと思った次第です。以上です。

○笹沼委員 事務局から説明された、ああいうことを先に、こういう構想はこうなんだよと、こういうことでこういう図面がねという話だけでも、今日はよかったんじゃないかと。第1回目は、そうでしょう。これ以上、何してもいかなので、今、整理されたようなことで、白紙にはしないんでしょうけれども、前に進めるということで。

○小倉委員 西片町会にとって大事なプランを聞きました。避難所協議会で一番危険なのが擁壁の問題です。教室等の老朽が進み、修繕や改修の要求も少なくない。現状のままでここに避難所を確保してもいかなものか。

○田中委員長 どうぞ。

○宮崎委員 ここに書いてあるそのとおりで、今回そういった委員会で話すときに、本当にどう最終的にまとめていこうということでしょうから、それをできれば多分この中に、こういうことを決めたいんだというのから提示していただかないと、ちょっと方向性がわかりません。あと、今日決めるのはこれを目的でさせていただいてと言うようなことを最初に言っていて、それに向かって議論を進めていかなければ、あと、その判断を決めなければならないので、以後そういう形でお願いしたいです。

○田中委員長 ちょっといい方が変なのですけれども、説明の順番がちょっとうまくなかったこともありますね。

○西田委員 もう一つ。

○田中委員長 どうぞ。

○西田委員 報告書にどういうものを盛り込まれるのか、つまり図面まで引いて、プロポーザルの手前でどんなところまでまとめていくのか。

○田中委員長 とにかくちょっとその辺の説明が今回なかったことが、まず第一に申しわけございませんでした。

一番下の欄に六中の例をとってちょっと御説明を、本来であればお手元に配るぐらいでなければですね。ですから、必ず次回にはお配りしてイメージを。じゃあ口頭でちょっとお願いします。

○事務局山崎 事務局です。六中の報告書を説明させていただきたいと思います。まず第六中学校改築基本構想検討委員会報告書では、はじめにというところで改築の必要性であったり、現状と今まで現況等行って、改築の基本理念ということで、どういった改築を行います。というようなものを、これを必要教室であったり、とりまとめた整備方針であったり、また校舎等の性格についてどういった方向で進めていくのか、というところ です。

○田中委員長 最後のどこまで絵柄として求めるのか、求めないのかというところが、多分わかりいただけていないようですが。

○西出アドバイザー プロポーザルにも色々あると思うんですけれども、普通のプロポーザルでは人を選ぶので、設計を出すなということもあります。今回はどういう形でプロポーザルの件をするのか、その辺も含めて報告して頂けると。

○鶴沼委員 事務局ではないんですが、ほかの施設でもやっている話ですし、検討委員会のほうで、せっかくイメージをだしていることですから、先ほど鮫島委員のほうからもその質問がありましたがコンペティション、競技設計ではないということでプロポーザルを選んでいます。競技設計の場合は、与条件を事務局側で整理して、そこで競っていくこともありますし、コンペ提案者は実現できることを前提とします。意匠については一定権限もって、それをそのまま実現していただくことを前提に選んでいきます。

通常、競技設計までするものというのは、私共が決めるものではなくて、今回は、最終的には事務局で決めるんです。今回検討委員会で御議論をいただいた大事にするべきもの、それからどういったことを地元の皆さんが考え、どういったことをPTAの皆さんが、学校運営を必要とする学校がいいのか、さらに敷地与条件、それから将来推移に基づいたこういったものをお示しして、それについてどういう考え方で、どういう体制、どういったやりとりをして設計作業をしていくかという組織なり人を選ぶ。所謂、プロポーザル方式にしていくことが常です。最終的にワーキングとして皆様と共有した貴重な図面ではあるものの、提言もしかしたら参考資料としてつけることはあったとしても、提言そのものが図面になるというような書面は提示していませんし、プロポーザルのときに参考事例としてこういった図面をベースに考えてくださいということもしません。

さらに競技設計ではないと言いながらも、かなり詳細な検討をして図面を整理をしたいという方もいらっしゃると思いますので、あくまでもイメージ図の範囲の中でやらせてくださいとい

うキャプションをつけて、プロポーザルをするのが、常です。おおむね今回もそのような形で進めていこうと思っているので、よろしくお願いします。

○田中委員長 お時間になりましたけれども、資料第5号の扱いが、非常に図面がやはり含まれる部分もあり、大事なところはちょっと繰り返しになりますけれども、現状としての法規制のまずは御理解をいただけるということがあったために、この図面がついたということでございますので、これをみんなで選んでいくというものではございません。その辺をよろしくお願いしたいんですけれども、次回につきましては、先ほど申したような基本的なところで、御意見、あるいは考え方の部分を詰めるという作業がありますので、またこの次も改めて検討していただくことになります。事務局、何かありましたら。

6. その他

○事務局吉谷 今日は色々ご意見を頂きありがとうございました。

○田中委員長 特にないですか。はい、わかりました。

次回の進め方では、先ほども御意見がありましたように、本日何を御議論いただくのかというところをもう少しわかりやすいペーパーを用意した上で説明をしていただきたいと思います。整理いたしまして打ち合わせたいと思います。何かありますでしょうか。

○笹沼委員 申しわけないですけど、今回は丸山福山町が対象です。これまで12町会の推薦か、あるいは委員の推薦か、正式な委員に入れていただきたい。

○田中委員長 わかりました。

○中西委員 ちょっと事務局に伺いたいんですけども、擁壁の一番下に居るので衝撃だったんですけど、危険箇所というのは、いつごろからわかったんですか。

○事務局吉谷 都の特殊調査でですね、平成14年ごろ

○事務局山崎 東京都の、たしかそういう調査をして、そういうものとして名称はつけているんですけども、日々の活動であつたりとか、学務課としても崖としての点検等をしているので、危険ということではないです。いろいろ古くなっているということがございますので、そういったものの中で、今回はちょっと。

○鶴沼委員 前提として、それこそ百年以上の石積みですので、これは、ものの見方なんですけど、今すぐ危ないよではない。これは間違いありません。一方で、もう一度今から同じようなものをつくりますかと言われれば、現在効果的な石積みを作る技術は無くなってきていますので、もう一度つくり直すとすれば構造計算をして、鉄筋コンクリートなり別の方法でつくるべき擁壁である。

その視点からすると、現在の技術や、現在の規定にあっている擁壁を手当てする必要があることを提案するために、高さが何m以上、外壁が何年以上、こういったものを一律に危険箇所として都が指定した作業をしたことが、その意味において、危険擁壁という名でくくりにされてしまったことはあるんですが、ただ行政から危険と指定する以上、それに見合った手当をしなければいけないレベルの危険ではありません。例えば急傾斜地の危険に対する立入禁止しなければいけない、そういった擁壁ではございません。

ですから、一番誤解されないように言えば、既存不適格の状態にあって、もし今の状態をきちっと管理しながら、経過観察していく上では、法的にすぐ手当しなければいけないもの

ではないんです。今回やっと改築をさせていただく。そのときには、やはり現在の基準に照らして、その現状をなおしていく。そのように御理解をいただければよろしいかと。

○中西委員 やっぱり今ね、ちょっと気になったのが、かなり前にもそういう話があったことに対して、我々の前に崖は、学校側のほうでは安全だという話が出たんです。それで今日ちょっと話が出たから、いつからそういう状況になるかを聞いたということだったんですけれども。

○鮫島委員 これは、安全なものですけど。現在、区としては安全は安全なので、その辺のことは今回のではなく次回で。どちみち、これから出てくる話ではないのか、あくまで参考資料ということで。

○田中委員長 大事なものは上の3枚が大事かと。

○竹越委員 企画課長ですけれども、子供が絵を描いたようなものだと、右だ左だいろいろ描いていたらこんなイメージがしたと、自分もイメージを膨らませるには、それぐらいに思わないと、どうしてもA案がいい、B案がいいと、多分引っ張られちゃうと思うんですね。

そうすると、やっぱり本来、課題は何だろうか。せっかくいろんな立場の人が集まった意味が全くなってしまうので、要は課題は何かを出し合うのと、その課題を共通に認識し合うというのが、今日の本当の目的だったと思うんですね。擁壁がどうだというのも、初めて中西委員が危険だとかというのを聞いて、前からいろいろ話をしていた。そこについて、ここにいる皆さんがこういうものだという共通の認識を持つのもそうです。小倉委員がおっしゃった昔はこうだとか、みんながこうだ、これは大切にしてほしい、なるほどそういうのもあるんだよというのを共通認識で持つ。それが今日の作業なのかなと思うんです。

ですから、私は、この絵、最初に見てびっくりしたんですけど、その程度のものだと思わないと、自分もこの案の中のいずれかに引っ張られちゃうんですね。そうすると、本当に将来にわたっていいものができなくなりますし、それでプロポーザルで出た案は、自分が考えているより、もしかしたらもっともったいい案が完璧なのがあるかもしれないし、そういった意味では、みんなで課題をつくり上げていきましょうというつもりでぜひ2回目お会いできればと思います。

○田中委員長 すみません。ちょっと委員さんからありましたけど、あくまで法的な規制をわかっただけのための素材として、コンサルとしては、できるだけわかりやすいイメージで伝えたいということがあったんだろうなと思いますので、ただ単に絵を描いているということではございません。ただこれはひとり歩きしてはいけませんので、あくまでも現状の誠之小学校の法規制からすると、こんな感じで建てていけるかなと。外壁についてもこんな感じでいじっていかなきゃいけないのかなと、そういうところで御理解をいただきたいと思います。

その意味では、非公開ということではなくて、いろんな意味で議論も出来たのかなというのがありますので、よろしいでしょうか。

○田中委員長 それでは、お時間が過ぎましたけれども、第1回の検討委員会につきましては、これをもちまして終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局吉谷 では、事務局のほうから。今後の日程につきましては、11月6日18時

30分から開催させていただきます。会場につきまして、委員会開催の1週間前までに御案内いたします。御都合の悪い方がありましたら委員会開催の1週間前にご連絡頂ければと思います。先日ご案内を送付したときをお願いしておりました承諾書の提出をよろしくお願い致します。よろしくお願い致します。